

公共建築木造工事標準仕様書について

1. 目的

公共建築木造工事標準仕様書（以下「木造標準仕様書」という。）は、公共工事標準請負契約約款に準拠した契約書により発注される公共建築木造工事において使用する材料、工法等について標準的な仕様を取りまとめたものであり、当該工事の設計図書に適用する旨を記載することで請負契約における契約図書のひとつとして適用されるものです。木造標準仕様書の適用により、建築物の品質及び性能の確保、設計図書作成の効率化並びに施工の合理化を図ることを目的としています。

2. 位置づけ

木造標準仕様書は、各府省庁が官庁営繕事業を実施するための「統一基準」として位置づけられています。

3. 適用範囲等

木造標準仕様書は、低層小規模事務庁舎の木造建築物（建築基準法施行令第1条第三号に規定する構造耐力上主要な部分（基礎及び基礎杭を除く。）の全部又は一部に木材を用いる建築物をいう。）の新築及び増築に係る公共建築工事への適用を想定して作成されています。また、全国で実施される公共建築工事において木造建築物に必要な品質及び性能を確保するため、木造標準仕様書に規定する材料、工法等については、主に次の内容を考慮しています。

- ・規格が統一化又は標準化されていること。
- ・信頼性及び耐久性を有し、安全性及び環境保全性が確保されていること。
- ・地域的に偏在したものでなく、全国的な市場性があること。
- ・特許等に関連するもの又は特定の企業等に限定されるものではないこと。
- ・適切な実績があること。

（留意事項）

発注者及び設計者は、対象とする工事の設計に応じて、適切な材料、工法等を選定し、設計図書に記載する必要があります。

また、木造標準仕様書に規定する材料、工法等以外のものを採用する場合には、その選定した材料、工法等を設計図書に特記して下さい。